

#### 東広島市 都市部 都市整備課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 本館8階

電話:082-420-0955

FAX: 082-421-5280

メールでのお問い合わせは右の二次元コードから



公園を使用するとき、許可を取ら ないといけない行為にはどのよう なものがありますか?

- ・イベント
- ・販売行為
- ・車の乗り入れ
- ・粗大ごみなどの収集場所
- ・スポーツや文化的な教室
- ・業として行う写真撮影 (ロケーション撮影など)、 テレビ・映画等の動画撮影
- ・運動会・遠足等

内容によっては使用を許可できない場合があります。

いつから申請できますか?

使用の2か月前から可能です。

(例:10月15日に使用する場合、申請は8月15日

から可能)

使用できる電源がありますか?

一般利用が可能な電源はありません。

イベントなどで電源が必要な場合、事前に都市整備課

へご相談ください。

水道は使えますか?

一部の公園にはトイレや水飲み場を併設しており、手

洗いや飲用に使用できます。

ただし、食器洗いや水遊びなど、本来の目的以外の使用や大

量の水を使うことは禁止しています。

公園内で花火をしていいですか?

花火は原則禁止です。

公園での花火の使用は、煙や放出された火などにより、ほかの 公園利用者や近隣住民の方の迷惑になる恐れがあるためです。

バーベキューをしていいですか?

原則禁止です。

火気を使用するバーベキューについては、キャンプ場など市 が指定した場所以外での実施を禁止しています。

ボール遊びをしていいですか?

他の利用者の迷惑にならず、危険が及ばない場合は認

められます。

ただし、隣接地にボールが飛び込むなどの事故によりボール 遊びが禁止となった公園もありますので、ご利用の際には十

分注意してください。

公園に忘れ物をしてしまいました

都市整備課へご連絡ください。

公園で出たゴミはどのように処分 すればいいですか?

公園で発生したゴミは、各自が責任を持って必ず持ち 帰ってください。



#### 公園を使用するときには

公園は、ルールに沿ってだれでも自由に使用することができます。ただし、使用する内容や 規模、人数によっては市の許可を得たうえ、使用料を支払う必要があります。

イベントや催しで公園を使いたいと思ったら、まずは都市整備課までご連絡ください。

まずは ご相談ください



どのように使用するかによって様々なケースが発生します。手続き不要で使用できる場合もありますので、まずは都市整備課に使用の内容をご連絡ください。その結果、申請が必要であれば、具体的に申請書のご記入をお願いします。



原則2週間前に 申請書を書いて、 提出してください



右ページの書き方を参考に、様式「都市公園内制限 行為許可申請書」に必要事項を記入してください。ど の公園を・いつ・どのくらいの時間使うのか、なにを したいのか、どのくらいの規模で何を使うのか、など を書きます。

また、申請書を提出するときには、使用する範囲と 面積が分かる位置図、企画書・プログラムなども一緒 に提出してください。



許可書と使用料 振込用の納付書が 発行されます



申請書が整ってから1週間から10日後に、都市整備課から許可書と使用料振込用の納付書が発行されますので、記載された期限内に使用料を振込んでください。 ※電子決済(PayPay 等)も可能ですので、希望する場合は申請時にお知らせください。

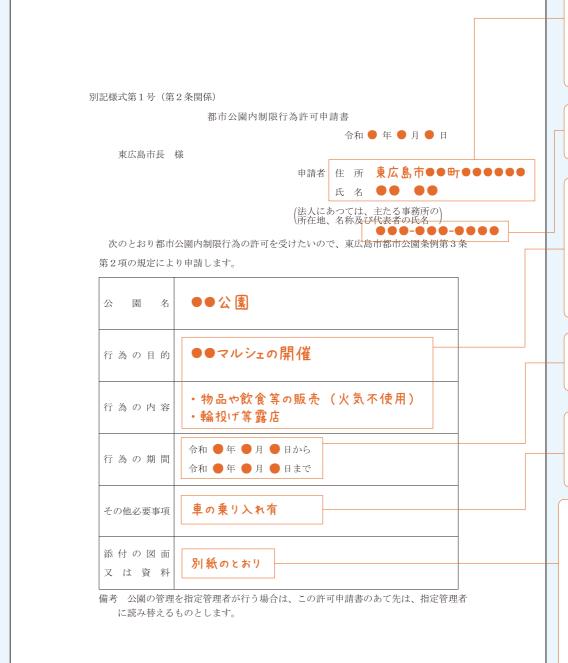


当日は楽しんで 使用してください



使用後は、公園にゴミや忘れ物がないか十分に確認し、 必ず使う前の状態に戻してください。

## 公園の使用申請書の書き方



代表者の住所・氏名を 記入してください。 ※団体名がある場合は 記入してください。

連絡がつく電話番号を 記入してください。

公園を使って何がしたいか、何人規模での開催を想定しているのかを記入してください。 ※参考資料として、企画書やプログラムなどを添付してください。

いつ、どのくらいの時間使いたいのか記入してください。

車の乗入れ、開催に当たって 持ち込む機材や道具などがあ れば記入してください。

添付書類として必要なもの

- ◎企画書やプログラムなど、内容の詳細が確認できるもの
- ◎使用箇所の範囲と、おおよその面積が分かるもの
- ◎物品や飲食物の販売を行う場合、保健所の許可の写し又は営業許可証など
- ◎コンロやボンベなど火気を使用する場合、消防署の許可書の写し





## 火の使用は× 火器の使用には 申請が必要です

焚き火など、公園内で何かを燃やす ことは禁止されています。

ガスコンロなどの火器を使用する際は、必ず申請して許可を得たうえで使用してください。



# 公園外への 音漏れに気を付けて

音楽を流したりマイクを使ったりするときは、公園内から音が漏れて近隣住民の方に迷惑をかけないよう気を付けましょう。また、振動、悪臭、蛮行などの迷惑行為もやめましょう。



# 公園の独占は やめましょう

公園は皆さんが一緒に使用する 場所ですから、協力し合って仲良 く使用してください。

イベントなどで独占して使用する場合は、申請が必要です。

